（案）

印　紙
貼　付

契　　約　　書

役務の名称　基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（後期等）

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、

（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

１　契約金額　　別紙内訳書のとおり
　　（うち消費税及び地方消費税の額　　円）
２　履行期間　　令和2年4月1日　　から　令和3年3月31日　まで
３　契約保証金　　「免除」又は「金　　円」
４　その他の事項　別紙条項のとおり。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

年　　月　　日

委託者　札幌市
　　代表者　市　長　　秋　元　　克　広

受託者　住所
　　商号又は名称
　　職・氏名

（総　則）

第１条　委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（契約保証金）

第２条　受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

２　前項の契約保証金の額は、契約締結日から契約期間の満了日までの予定数量に契約単価を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（再委託）

第４条　受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本件業務の一部を再委託することにつき、受託者があらかじめ委託者の書面による承認を得た場合には、この限りではない。

２　前項但し書きの規定により本件業務の一部を再委託した場合には、受託者は、委託者に対し、再委託先の行った本件業務に関する行為について一切の責任を負うものとする。

（業務責任者）

第５条　受託者は、この契約締結後、業務責任者を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

２　業務責任者は、担当職員の指示に従い本件業務に関して一切の事項を処理するものとする。

３　委託者は、受託者の業務責任者について、本件業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（業務の着手届）

第６条　受託者は、本件業務に着手したときは、直ちに書面をもってその旨を委託者に届けなければならない。

（業務日程表）

第７条　受託者は、この契約締結後、速やかに仕様書等に基づき業務日程表を作成し、委託者の承認を得なければならない。本件業務の変更があったときも同様とする。

（報告等）

第８条　委託者は必要に応じて、受託者に対し本件業務の処理状況につき報告を求めることができる。

（情報資産の取扱い）
第９条　受託者は、委託者の情報資産を取り扱うときは、取扱者を限定し、書面をもって委託者に通知しなければならない。
２　受託者は、前項の取扱者に、委託者から預託された情報資産の適正な取扱いに関する誓約書を提出させなければならない。
３　受託者は、役務で取り扱う委託者の情報資産を委託者の許可なく持ち出し、又は役務の目的以外に使用し、複写し、及び複製してはならない。
（資料及び物品の貸与等）
第10条　委託者は、受託者に対し本件業務に必要な資料及び机、椅子その他の物品を受託者と協議のうえ無償で貸与することができる。
２　前項の貸与にあたって、受託者は委託者が求めた場合は借用書又は受領書を提出しなければならない。
３　受託者は、委託者から提供を受けた貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、委託者の許可なく本件業務以外の用途に使用し、複写し、及び複製をしてはならない。
４　受託者は、使用後若しくは本件業務完了後又はこの契約を解除したときは、当該貸与品を直ちに委託者に返還するものとする。
５　受託者は、委託者から提供を受けた資料等に事故があった場合には、直ちに委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。
（機器の使用）
第11条　受託者が本件業務で使用する機器は、受託者の所有する機器とする。ただし、受託者が、委託者の管理する機器その他の設備等の使用を必要とする場合は、あらかじめ作業計画書及び入退出許可申請書を委託者に提出し、委託者の指示に従い使用しなければならない。
２　前条第３項及び第４項の規定は前項の場合に準用する。
（秘密の保持等）
第12条　受託者又は受託者の従業員は、本契約の履行期間及び履行期間経過後において、本件業務の遂行上知り得た次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を機密として保持することとし、いかなる第三者に対しても開示若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、委託者から事前の書面による承諾を得たうえで開示する場合及び法令の定めるところにより国又は地方公共団体からの命令により開示を求められた場合はこの限りではない。
⑴　秘密である旨が明示された資料、図面、写真、フィルム、その他関係資料等の書面又は電子媒体により委託者が受託者に提供した情報
⑵　秘密である旨を告知されたうえで口頭、その他書面又は電子媒体以外の方法により委託者が受託者に提供した情報
⑶　委託者より預託された秘密情報をもとにして処理し、又は加工して得られた結果の内容
⑷　その他委託者が指定する委託者の業務上及び技術上の秘密事項
２　受託者は、秘密情報の第三者への漏洩、又は紛失を防止するため、就業規則、業務

規定、その他の規定等を整備するなど適切な措置を講じなければならない。

３　受託者は、本契約による業務を処理するに当たって個人情報（特定の個人を識別できる情報）を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

（秘密情報の返還義務）

第13条　受託者は、役務の完了日又は契約解除の日をもって、前条第１項各号の秘密情報を委託者に返還するとともに、その複製複写物を一切保持してはならない。ただし、委託者が必要と認めるときは、その返還日を延期することができる。

（検査等）

第14条　受託者は、月毎に役務を完了したときは、その旨書面をもって報告しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

３　受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前２項の規定を準用する。

（著作権）

第15条　受託者は、本件業務の成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の２（譲渡権）、第26条の３（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、完了検査の合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

２　委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第２項各号に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

（契約金額の支払）

第16条　受託者は、完了検査に合格したときは、別紙内訳書に定める契約単価に処理件数を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の支払を請求することができる。但し、当該金額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

２　委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

３　委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

４　委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第１項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

５　委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第１項の契約金額の支払を保留することができる。

（業務の変更等）
第17条　本件業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ、契約の内容を変更することができる。
（委託者の請求による履行期間の短縮等）
第18条　委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、委託者と受託者とが協議して書面をもって定めなければならない。
２　委託者は前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更しなければならない。
（事故対策）
第19条　受託者は、指定された日時までに本件業務が完了しないことが明らかになった場合は、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。不測の事故が発生し、当該業務の遂行が不可能になった場合も同様とする。
（緊急の措置）
第20条　受託者は、役務の履行に伴い、緊急に委託者からの指示を受けるべき事態が発生したときは、直ちに委託者に連絡し、その指示を受け、その指示に従い対処するものとする。
２　受託者は、委託者からの指示を受けることができずに応急措置をとった場合は、直ちに委託者に報告するものとする。
（瑕疵担保）
第21条　受託者は、完了検査の合格後であっても成果物に瑕疵が発見されたときは、委託者の指示する期間内に、修正等の措置を講じなければならない。
２　受託者が前項の修正等に応じないときは、委託者は、受託者の費用負担により第三者にこれを行わせることができる。
３　委託者は、第１項による瑕疵ある成果物の修正等の請求は、完了検査の合格後１年以内に行わなければならない。
（履行遅延の場合における違約金等）
第22条　受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
２　前項の違約金の額は、契約単価に処理件数を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）につき、履行期間の翌日から完了検査（第14条第３項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
３　契約により期日を定めて分割履行する場合は、第１項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

４　委託者の責に帰すべき事由により、第16条第２項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第23条　受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、予定数量に契約単価を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の10分の２に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

⑴　公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第１項に規定する納付命令)が確定したとき。

⑵　受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

⑶　前２号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の６の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

２　前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。

３　前２項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除)

第24条　委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

⑵　契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

⑶　契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

⑷　受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

⑸　受託者が、正当な事由なくして契約を履行しないとき

⑹　受託者の業務成績が著しく不良又は委託者が受託者を不適当であると認めたとき

⑺　受託者が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき

⑻　受託者が契約の履行に当たり正当な事由なく、委託者の検査又は担当職員等の指示に従わないとき

⑼　受託者の故意又は重大な過失により不法行為があったとき

⑽　前各号に掲げるもののほか契約条件に違反すると認められるとき

⑾　その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

２　前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生じることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

３　委託者は、第１項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

４　委託者は、前項の規定により契約を解除したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、受託者と協議して、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第24条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約締結時から契約期間の満了日までの予定数量に契約単価を乗じて得た合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（但し１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）の100分の 10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

⑴　前条の規定によりこの契約が解除された場合

⑵　受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
⑵　受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
⑶　受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第２条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第１項の賠償金に充当することができる。

（契約保証金の返還）

第25条　委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（損害賠償）

第26条　委託者は、受託者の本件業務の履行に伴い、損害を被った場合は、委託者の定めるところにより、受託者に対してその一切の損害の賠償を請求することができる。ただし、その損害が不可抗力又は受託者の責に帰することのできない事由による場合は、この限りでない。

２　受託者は、本件業務の履行において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

（環境への配慮）

第27条　作業全般に渡って、機器（未使用端末機・プリンタ等）の節電、本業務の資料、報告書、ないし成果物等の電子化による紙の節約、再生紙の積極的使用等、環境に配慮した資源の利用に留意すること。

（裁判管轄）

第28条　この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（その他）

第29条　受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

２　受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

３　この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別記

個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（個人情報の保護）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（複写、複製の禁止）

第３　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、知り得た個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第４　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、知り得た個人情報が記録された資料等を、役務の完了日又は契約解除の日をもって委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第６　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

別紙

基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務（後期等） 内訳書

1 契約単価

(1)「帳票保管及び在庫管理業務」、「搬送業務」単価（単位：円）

名称	単価（１月あたり）
帳票保管及び在庫管理業務	
搬送業務	

(2)「帳票出力業務」、「事後処理業務」単価（単位：円）

No	系統	帳票ID及び名称		単価（１件あたり）	
		ID	名称	帳票出力業務	事後処理業務
1	後期等	CKK02R0045	納入通知書データ(特徴・口座)		
2	後期等	CKK02R0046	納入通知書データ(市内)		
3	後期等	CKK02R0047	納入通知書データ(市外)		
4	後期等	CKK02R0045	納入通知書データ(特徴・口座)		
5	後期等	CKK02R0046	納入通知書データ(市内)		
6	後期等	CKK02R0047	納入通知書データ(市外)		
7	後期等	CKK02R0027	期割賦課額決定書データ		
8	後期等	CKK02R0010	仮徴収額決定通知書データ		
9	後期等	KSTBBR0108	【国保】年間領収額のお知らせ		
10	後期等	KSTBBR0108	【介護】年間領収額のお知らせ		
11	後期等	KSTBBR0108	【後期】年間領収額のお知らせ		
12	後期等	KSTB7R0057	【国保】督促状（分割）		
13	後期等	KSTB7R0057	【介護】督促状（分割）		
14	後期等	KSTB7R0057	【後期】督促状（分割）		
15	後期等	KSTB7R0057	【国保】督促状		
16	後期等	KSTB7R0057	【介護】督促状		

(2)「帳票出力業務」、「事後処理業務」単価（単位：円）

No	系統	帳票ID及び名称		単価（１件あたり）	
		ID	名称	帳票出力業務	事後処理業務
17	後期等	KSTB7R0057	【後期】督促状		
18	後期等	IRJJOR0350	札幌市子ども医療費受給者証(BT)		
19	後期等	IRJIOR0351	ひとり親家庭等医療費受給者証(BT)		
20	後期等	IRJHOR0352	重度心身障がい者医療費受給者証(BT)		
21	後期等	IRJHOR0183	高額療養費還付決定通知書		
22	後期等	IRJGOR0214	医療費受給者証更新のご案内		
23	後期等	IRJGOR0219	医療費助成受給資格非該当通知書		
24	後期等	未定	小学６年生通院拡充新規申請書		

２　支払金額

各月の支払金額は、

①「帳票保管及び在庫管理業務」及び「搬送業務」の契約単価（上記１）の合計額

及び

②「帳票出力業務」及び「事後処理業務」の契約単価（上記１）に当該月のそれぞれの処理件数を乗じて得た金額の合計額

の合計額（①+②）に消費税及び地方消費税の額として当該金額の10%の額を加算した金額（円未満の端数は切り捨て）とする。